

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和4年10月5日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市右京区和のまち御室地区建築協定

(2) 申請者の氏名

吉岡 誠人

(3) 建築協定区域

京都市右京区花園土堂町8番18ほか41筆及び同区花園一条田町12番7ほか11筆 計54筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市右京区花園土堂町8番23ほか1筆 計2筆

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途及び形態

(6) 協定の期間

10年間（有効期間の満了6か月前までに、土地の所有者等の過半から委員会に対して、書面により有効期間を延長しない旨の申立てをしない限り、有効期間を更に10年間延長するものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年10月5日（水）から同年10月25日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和4年10月28日（金）午後4時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局会議室3（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡田 圭司

（都市計画局建築指導部建築指導課）